

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1208
事項名	公有水面埋立地の用途変更等の制限期間の短縮(港湾内において10年→5
規制の特例措置の概要	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	埋立地は、免許どおりの処分、土地利用がなされるよう担保する必要がある、安易な権利の移転・設定、用途変更は認められるものではないことから、造成後にやむを得ず権利の移転・設定、用途変更を行う場合には、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、公有水面埋立法第27条第1項及び第29条第1項の規定により竣功認可の告示後10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い当該構造改革特別区域内の港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法第22条第2項に規定する竣功認可の告示がされている埋立地(以下「特定埋立地」という。)の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第11条若しくは第13条の2第2項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定埋立地の全部について、同法第27条第1項中「10年間」とあるのは「5年間」と、同法第29条第1項中「10年内」とあるのは「5年内」とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1209
事項名	違反広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大
規制の特例措置の概要	のぼり旗等についても違反広告物等の簡易除却の対象となるよう措置する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	屋外広告物法第7条第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県知事は、屋外広告物法第三条から第六条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり札（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。以下同じ。）又は立看板（木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下同じ。）であるときは、その違反に係るはり札又は立看板をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなものであつて、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているとき、条例で定める行政庁の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他そのはり札又は立看板が屋外広告物法第三条から第六条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。
特例措置の内容	1. 都道府県が、その設定する構造改革特別区域の全部又は相当部分が屋外広告物法第四条第一項第一号又は第二号に掲げる地域又は場所である場合における当該構造改革特別区域について、同法第三条から第六条までの規定に基づく条例（以下「屋外広告物条例」という。）に違反した屋外広告物（同法第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示の状況又は屋外広告物条例に違反した屋外広告物を掲出する物件の設置の状況その他の事情に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第七条第四項ただし書中「表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに」とあるのは、「管理されずに」とする。この場合において、同法第十二条及び第十三条中「この法律」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用するこの法律」と、同法第十五条中「この法律及び」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により読み替えて適用するこの法律及び」とする。

2. 上記1の規定による認定の日以後は、都道府県知事は、屋外広告物法第七条第二項から第四項まで及び上記1の規定によるもののほか、屋外広告物条例に違反した屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件が、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する屋外広告物(同法第七条第四項に規定するはり札を除く。以下「はり札類」という。)、容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。以下「広告旗」という。)又は容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件(これらを支える台を含み、同項に規定する立看板を除く。以下「立看板類」という。)であるときは、その違反に係るはり札類、広告旗又は立看板類を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札類、広告旗又は立看板類が、管理されずに放置されていることが明らかであって、屋外広告物条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され、又は設置されているとき、屋外広告物条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され、又は設置されているとき、その他屋外広告物条例に明らかに違反して表示され、又は設置されていると認められるときに限る。

3. 屋外広告物法第十二条及び第十五条の規定は上記2の場合について、同法第十三条の規定は上記1及び2の場合について準用する。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1210
事項名	河川上空における個人占用による橋の設置の容認
規制の特例措置の概要	個人占用による橋の設置については、周辺地域の合意形成・管理形態の整理を図り、治水・利水及び河川環境へ著しい影響を及ぼさない場合に認めるよう通知する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日河政発第67号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行において、橋の設置を目的とした河川敷地の占用主体は、公共性又は公益性を有するものとし、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内においては、河川敷地占用許可準則第六の規定にかかわらず、設置後の維持・補修及び占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限り、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1211
事項名	駐車場利用料金の設定・変更手続の特例
規制の特例措置の概要	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとするよう通知する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定、変更手続の容易化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路整備特別措置法第8条第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路管理者は、許可を受けた後、駐車場の料金を変更しようとするときは国土交通大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置した駐車場(以下「有料駐車場」という。)の基本料金以外の特別料金の設定、変更について、周辺の駐車場と適正な競争を確保する必要があり、許可を受けている償還計画に影響を与えないと地方公共団体が認めて構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合に、国土交通大臣の許可を要しないものとする。なお、本特例措置に基づき特別料金を設定したときは、料金の額及び料金の徴収期間について、国土交通大臣にすみやかに報告するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1212
事項名	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業
規制の特例措置の概要	公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎の確保が必要であり、本来入居者の入居を阻害しない等の場合は、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うことを都道府県に通知する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条(昭和30年法律第179号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	公営住宅の目的外使用については、社会福祉法人等がグループホーム事業を行う場合や災害時において被災者が一時的に公営住宅を使用する場合等を除き、国土交通大臣が補助金適正化法第22条に基づき個別に承認している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。)向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。 2. 公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1213
事項名	大学の建築基準の特例(天井の高さの下限3.0メートル→2.1メートル)
規制の特例措置の概要	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルまで引き下げる。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	大学の教室の天井の高さに係る建築基準の特例事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法施行令第21条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	居室の天井の高さは2.1メートル以上と規定されているが、学校の教室で、その床面積が50平方メートルを超えるものは、天井の高さは3メートル以上でなければならないとされている。
特例措置の内容	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルまで引き下げる。(P)
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※地方公共団体の認める要件等について検討中